

吉岡町地域クラブ活動参加者規約（令和8年3月31日まで）

（目的）

第1条 本活動は、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成する学校部活動の教育的役割や意義を継承し、吉岡町の中学生在生涯を通じて持続可能で多様なスポーツ、文化芸術活動に自主的・主体的に参画できる機会を提供することで、「楽しさ」や「喜び」を感じつつ、成長及び自己実現を図ることを目的とする。

（名称及び事務局）

第2条 活動の名称は、吉岡町地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）とする。

2 地域クラブ活動の事務局は、吉岡町教育委員会生涯学習室担当が担う。

（運営主体及び実施主体）

第3条 地域クラブ活動の運営主体、実施主体は、吉岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

（指導方針）

第4条 地域クラブ活動は、同じ目的や趣味を持つ生徒が学年や学級を超えて集まり、自主的活動を中心に「目標」達成のために互いに競い、励まし、協力することで、以下のような資質・能力の育成を図り、健全な心身の発達を目指す。（吉岡中学校の部活動運営規定 運営方針に準じる。）

- (1) 個性の伸長
- (2) 自主的、自発的な態度の育成
- (3) 責任感や連帯感の涵養活動
- (4) 学級や学年を離れ仲間や指導者と密接に触れ合うことによる好ましい人間関係の形成
- (5) 体力の向上と健康の増進
- (6) 運動や文化および科学等における生涯学習の基礎の育成

（参加資格）

第5条 地域クラブ活動に参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 教育委員会の管理下にある中学校に在籍する生徒
- (2) 本規約に同意し遵守する意思のある者
- (3) 保護者の同意を得た者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が参加の必要があると認める者には、参加資格を付与することができる。

（参加者の遵守事項）

第6条 参加者は、指導者の指示に従うとともに、欠席や遅刻がないよう努めること。

2 参加者は、発熱やその他の体調不良があった場合には、当日の活動に参加しないこと。

3 参加者又は保護者は、欠席する場合は、事前に指導者に連絡すること。

4 参加者は、活動中に怪我や事故、体調不良等があった場合は、直ちに指導者に申し出ること。

- 5 参加者は、活動場所への交通手段として自転車を使用する場合は、自転車保険への加入、ヘルメットの着用、道路交通法等の法令を遵守するとともに、事故がないように十分留意すること。
- 6 参加者は、学校部活動と同様、地域クラブ活動に参加する場合は、原則として携帯電話を持ちこまないこと。ただし、個別の状況に応じて、やむを得ない事情がある場合は、学校と相談の上、例外を認めるものとする。
- 7 参加者は、学校部活動と同様、地域クラブ活動に参加する場合は、貴重品や活動に関係ない不用品は持参しないこと。ただし、公共交通の定期券、保護者との連絡のためのテレホンカード、小銭は認めるものとする。また、水筒の持ち込みも学校生活と同様、水、お茶、スポーツドリンクとする。

(同意事項)

第7条 活動中に撮影された写真・映像及び記事の著作権等は、運営主体である教育委員会に帰属し、新聞・テレビ・インターネット・パンフレット等に使用する場合があること。

- 2 参加者が無断で欠席した場合又は活動中に怪我や体調不良があった場合は、緊急連絡先である保護者に連絡する場合があること。

(参加手続)

第8条 地域クラブ活動への参加を希望する生徒は、次の各号の全てに同意する保護者の承諾を得て別に定める応募フォーム（応募フォームを利用できない場合は吉岡町地域クラブ活動参加申込書〔第1号様式〕による。）を通じて申し込む。

- (1) 活動中の事故等について十分配慮するが、万が一事故が起きた場合、スポーツ安全保険の範囲で対応する。
- (2) 活動中に撮影された写真・映像及び記事の著作権等は教育委員会に帰属し、新聞・テレビ・インターネット・パンフレット等に使用する場合がある。
- (3) 参加者が活動中に怪我や体調不良があった場合は、保護者の携帯電話に連絡をする。
- (4) 自転車（車両保険加入）の使用、貴重品、携帯電話、水筒の持ち込みについては、平日の学校部活動のルールに準じる。

(参加費等)

第9条 参加費は、令和7年度末までの間は無料とする。

(参加の停止)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、参加者の地域クラブ活動への参加を、期間を定めて停止させることができる。

- (1) 医師の診断により運動を制限される等、活動により参加者の健康が害される恐れがあるとき。
- (2) 第6条の規定に違反し、教育委員会が活動の実施に支障があると判断したとき。
- (3) その他教育委員会が参加者として相応しくないと判断したとき。

- 2 教育委員会は、前項の規定より、地域クラブ活動への参加を停止させるときは、吉岡町地域クラブ活動参加停止通知書（第2号様式）により該当者に通知する。

(参加の休止)

第11条 月単位で、地域クラブ活動への参加を休止しようとする保護者は、吉岡町地域クラブ活動休止届（第3号様式）を在籍する学校に届け出るものとする。

2 前項の規定により、活動を休止している参加者が、活動を再開しようとするときは、参加者の保護者は、吉岡町地域クラブ活動再開届（第4号様式）を在籍する学校に届け出るものとする。

（参加の取消し）

第12条 地域クラブ活動への参加を取り消そうとする参加者の保護者は、吉岡町地域クラブ活動参加取消届（第5号様式）により、在籍する学校に届け出るものとする。

2 前項の規定に関わらず、参加者が市外に転校した時点又は3年生が参加可能な大会若しくはコンクールが終了した時点（学校部活動の例による。）で、参加を取り消すものとする。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加を取り消すことができる。

（1） 第10条第1項第2号及び第3号の規定により、活動への参加を停止されている参加者が、停止期間後においてもなお改善が認められないとき。

（2） その他教育委員会が参加を取り消す必要があると認めるとき。

4 教育委員会は、前項の規定により地域クラブ活動への参加を取り消すときは、吉岡町地域クラブ活動参加取消通知書（第6号様式）により該当者に通知する。

（活動日等）

第13条 地域クラブ活動の活動日は、土曜日、日曜日、祝祭日、長期休業中の活動に関して、適切な指導計画のもと、部活動指導員等の地域指導者が監督することを条件に活動することができる。なお、その際には、保護者に通知すると共に、群馬県教育委員会より通知された「適正な部活動の運営に関する方針」を遵守する。

2 土・日曜日のいずれかの1日の休養日を設定する。大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

3 長期休業中の休養日は、長期休養日の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、地域クラブ活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。ただし、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

4 週休日における1日の活動時間の目安は、3時間以内とする。

5 学校が定める完全閉庁日は、休養日とする。

（1） 夏季休業〈行事なし期間〉（8月）

（2） よしおかふるさと祭り（10月）

（3） 年末年始の休日（12月29日～1月3日）

（活動の中止）

第14条 地域クラブ活動は、次に掲げる事由に該当するときは、予定する活動を中止することができる。

（1） 気象及び災害等（感染症の感染拡大を含む。）により、正常な活動が不可能であると認められるとき。

（2） 活動を予定する施設又は設備が使用できないとき。

- (3) 緊急又は不測の事態により、指導者が活動に従事することができないとき。
- (4) その他、教育委員会が活動を中止する必要があると認めるとき。

(参加者情報等の取扱い)

第15条 地域クラブ活動に関し、教育委員会が取得した個人情報、地域クラブ活動の運営及び活動に必要な範囲内に限り利用することができる。

(保険加入)

第16条 教育委員会は、参加者の怪我等を保障する保険及び個人賠償責任保険に加入し、その保険費用を負担する。

(大会参加)

第17条 令和7年度末までの期間は、大会及び発表会等は、学校部活動として参加するものとし、地域クラブ活動としては参加しない。

(相談)

第18条 参加者又は保護者は、指導者、参加者とのトラブル、その他の活動全般に関する事項について、教育委員会に相談を行うことができる。

(委任)

第19条 本規約に定めのない事項及び地域クラブ活動の運営上必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規約は、令和 年 月 日より施行する。

<各種様式のダウンロード>

活動の休止・再開・取り消しを行う場合は、吉岡町ホームページ「吉岡町部活動地域移行」からダウンロードし、在籍する学校に提出してください。

- (1) 第8条第1項の規定により参加申込する場合「吉岡町地域クラブ活動参加申込書」
- (2) 第11条第1項の規定により月単位で参加を休止する場合「吉岡町地域クラブ活動休止届」
- (3) 第11条第2項の規定により活動を再開する場合「吉岡町地域クラブ活動再開届」
- (4) 第12条第1項の規定により参加を取り消す場合「吉岡町地域クラブ活動参加取消届」

<お問合せ先> 吉岡町教育委員会生涯学主室担当 0279-54-1054